

再送信サービス契約約款（一戸建用）

第1条<約款の適用>

宮崎ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます）は、有線テレビジョン放送法の規定に従い、この再送信サービス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づき再送信サービスを提供します。また、約款に特に定めなき事項はデジタル放送サービス契約約款に定めるところとします。

第2条<加入申し込みの方法>

再送信サービスを加入申し込みする時はこの約款をご承認の上、次の書類を当社又は代理代行店に提出していただきます。

- （1）加入申込者の氏名、住所、利用場所、利用を希望する放送サービスの種類等、当社所定の事項を記入した再送信サービス契約書及び加入申込書、その他当社が必要とする書類。

第3条<サービス>

当社は加入者に対して次のテレビ電波を再送信します。

地上デジタル放送

・NHK総合 ・NHKEテレ ・テレビ宮崎（UMK） ・宮崎放送（MRT） ・その他当社の定めるサービスチャンネル

第4条<ケーブルテレビ導入形態>

対象物件のケーブルテレビ導入に関しては、加入者の責においてその棟内工事を行う事とし、当社は引込工事のみを行うこととします。但し、加入者が希望する場合に限り当社が棟内工事を行います。

第5条<料金等及び請求>

- 1）加入登録手数料は8,800円となります。但し、当社のデジタル加入金またはアナログ加入金を支払い済みの場合は不要とします。
- 2）引込工事は39,600円となります。引込工事とはタップオフから保安器またはクロージャーからV-ONUまでをいいます。
- 3）宅内工事は13,200円となります。宅内工事とは保安器またはV-ONUから共聴設備若しくは分配器または受信機までの継ぎ目のない一本の露出の配線工事をいいます。
- 4）分配器や電波増幅器、追加の配線工事等その他発生するものについては別途請求します。
- 5）加入登録手数料及び初期工事費用は、工事完了月の翌月に請求します。

【再送信施設維持管理費用】

(HFCサービス)

年額10,560円

再送信を開始した月を起算月として翌月に請求します。契約期間途中で解約の場合、精算返金はありません。

(FTTHサービス)

①MCNひかりインターネット利用ありの場合 月額1,100円

②MCNひかりインターネット利用なしの場合 月額3,300円

再送信を利用した翌月に請求します。

- 6）当社のサービスの新規契約者特典または、加入者特典を受けた月から24か月以内（休止期間を除く）に再送信サービス契約へ変更を行う場合は、その新規契約者特典と再送信サービス初期費用との差額を加入者へ請求します。
- 7）加入登録手数料は解約の際に返金いたしません。
- 8）加入者は引落しを確認し万一これができなかった場合、当社の指定する日までに当社へ持参するものとします。
- 9）料金は加入者が別途用紙にて登録した金融機関の指定口座から原則請求月の27日に自動引落しするものとします。但し、その月の27日が金融機関の休業日の場合翌営業日に引落しを行います。

第6条<解約>

- 1）当社のテレビ電波停止工事を以って解約成立とします。
- 2）加入者はテレビ電波停止工事を希望する10日前までに当社へ届け出るものとします。
- 3）テレビ電波停止工事は当社指定の日時に加入者立会いのもと行うものとします。
- 4）当社の指定する期日までに入金の確認されなかった場合、当社は加入者の了承を得ることなく本契約の解除、テレビ電波の停止及び施設の撤去を行うことができ、その際加入者敷地内に許可なく立ち入ることができるものとします。また、本契約解除によってそれまでに発生した債務が免責されるものではありません。
- 5）契約違反による解約の場合、再度の契約は受け付けません。また、契約違反者が同居している場合他名義での契約も受け付けません。

第7条<施設の維持管理>

- 1）当社は、建物に取り付けた保安器またはV-ONUまでの施設を維持管理し、保安器またはV-ONU以降のテレビ共聴施設については加入者が維持管理するものとします。
- 2）引込線及び保安器またはV-ONUの移動、更新が発生した場合、自然災害による施設の損傷、経年劣化等の理由を問わず加入者の費用負担とします。また、その費用については本約款の第5条2項を準用します。
- 3）映像不調の第一次対応は、当社もしくは当社の指定する業者が行なうものとします。また、映像不調が当社に起因しない場合、それに係る費用は加入者が負担するものとします。
- 4）本施設を利用した当該物件以外への再送信は原則禁止とします。但し立地条件等により施工上やむを得ない場合は別途契約を締結します。
- 5）加入者はタップオフから保安器またはクロージャーからV-ONUまでの施設変更を行ってはなりません。

第8条<契約の締結および期限>

本契約の締結は当社の引込工事完了をもって締結とします。期限は契約締結の日より1か年とします。但し、有効期間の終了以降も特別な申し立てのなき場合は1か年の契約継続とします。（それ以後も同様とする）

第9条<定めなき事項>

本契約に定めなき事項が生じたときは、加入者当社双方協議の上誠意をもって解決にあたるものとします。

※表記の金額はすべて税込金額です。